

## 上越市選挙管理委員会告示 第101号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数。

市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数。

地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数。

これらの総数は、次のとおりである。

令和7年12月1日

上越市選挙管理委員会

委員長 澤 海 雄一

記

- |               |         |         |
|---------------|---------|---------|
| 1 選挙権を有する者の総数 | 50分の1の数 | 3,055人  |
| 2 選挙権を有する者の総数 | 6分の1の数  | 25,409人 |
| 3 選挙権を有する者の総数 | 3分の1の数  | 50,818人 |